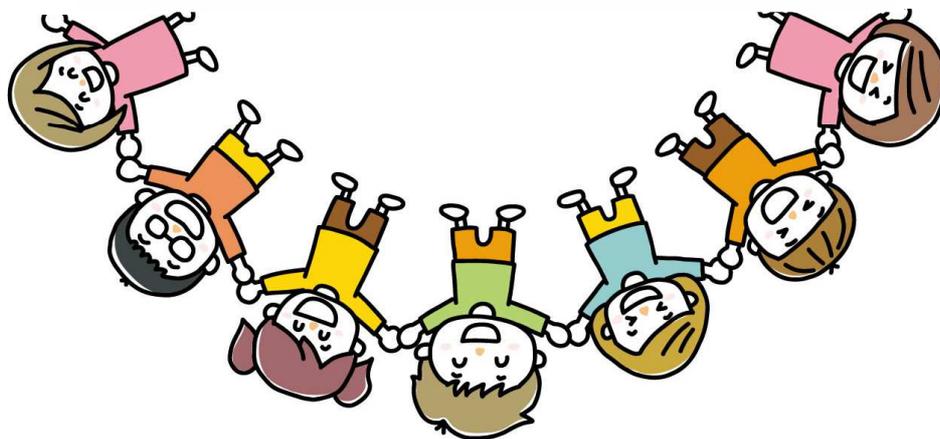


令和7年度  
第2回鹿屋市子ども・子育て会議



鹿屋市

こどもまんなか



令和7年8月

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

# 目次

## I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1

## II 協議

- 1 幼保連携型認定こども園 光華こども園の設置者変更について  
…………… P 3

## III その他

- 1 今後のスケジュールについて…………… P 5

## ■ 関連資料

- 子ども・子育て会議委員名簿…………… P 6

- 子ども・子育て会議条例…………… P 7

# I 報告

## 1 令和7年度第1回子ども・子育て会議の報告

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和7年5月29日（木）14時から15時05分  |
| 開催場所 | 鹿屋市役所 7階大会議室（ZOOM会議併用）   |
| 出席委員 | エルメス委員、阿蘇品委員、竹中委員、矢野委員、安樂委員、森委員、堀之内委員、下村委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、豎山委員、指宿委員、駿河委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、吉原委員、鹿倉委員   |
| 事務局等 | 保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者  |
| 議題   | <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 令和6年度第5回子ども・子育て会議の報告</li><li>2 令和6年度地域子ども・子育て支援事業の実績について</li><li>3 令和7年度子育て関連施策の事業計画について</li></ol> <p>【協議】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者の認可について</li></ol> <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 今後のスケジュールについて</li><li>2 その他（ひがしはら認定こども園の移転について）</li></ol>  |
| 会議結果 | <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度第5回子ども・子育て会議の報告</li><li>・令和6年度地域子ども・子育て支援事業の実績について</li><li>・令和7年度子育て関連施策の事業計画について</li></ul> <p>事務局より報告</p> <p>【協議】</p> <p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者の認可について、資料に基づき事務局から説明を行い、会議全員一致にて承認。</p> <p>【その他】</p> <p>ひがしはら認定こども園の移転計画について、事務局から説明。本件については、自費による移転であり、定員変更等も伴わないことから、平成29年度に作成した「保育所等移転に係る具体的な基準」の対象外となっている。今後、委員からの意見も勘案し、対象外となる事案も含め、移転に関する対応についての見直しを行う。</p> |

### 『主な質問・意見等』

#### 【ひがしはら認定こども園の移転について】

鹿屋市として、この子ども子育て会議というものが何を協議するか、何を審議する場としてとらえているのか。

【回答】 子ども・子育て会議の権限は、主に子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進と計画の策定、実施状況の調査・審議、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員の設定に関わる意見を述べること。具体的には、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関わる意見を述べたり、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査・審議したり、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員に関して意見を述べるのが本会議の意義である。

鹿屋市子ども・子育て会議条例の中にも「本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事について調査審議する」とある。今回の移転は中学校区をまたいでの移転ということで重要事項であるにも関わらず、それを報告で上げることに疑問を感じる。

【回答】 法律上、市として、今回のようなケースについては移転を禁止することはできないが、子ども・子育て会議の協議事項として、皆様にご説明していくということについても、今後検討させていただく。

自己資金で定員増減を伴わない場合、県に対して鹿屋市の意見を添付する必要はないことは理解したが、鹿屋市として何もスタンスを示さないのはどうなのか。お願いベースになるかもしれないが、移転のためのガイドラインや目安といったものを示すべき。

その地域から保育所がなくなる、幼稚園や病院などの社会的インフラがなくなることに對して、鹿屋市としてもっと危機感を持って、子ども・子育て会議の審議事項として挙げるべきであった。

今回、園からの報告が遅かったということが1つの問題だった。子ども・子育て会議の中で出た意見を園へ伝えるといったやり取りをしながら決めていくのが、本来の子ども・子育て会議で調査審議して、鹿屋市の子育て施策を考える意図だと思う。

この子ども・子育て会議の場で、みんなが納得できるような丁寧な論議ができるよう活用してもらいたい。禁止をするのではなく、鹿屋市全体の子育てインフラをどういうふうに充実させていくか、地理的な条件や環境、中身も含めて、しっかり論議ができるような場にしてもらいたい。

今後の手続きのあり方については検討していただけるとのことだったが、この場に事前説明資料等があれば、保護者の立場である市民委員もいるので、様々な立場での意見が出やすかったと思う。

本会議の意義や何を目標にしているのか疑問に思うことがある。もう少し丁寧な説明をしてほしい。

鹿屋市としてその適否を判断できない立場だから、報告で挙げるということではなく、計画が分かった時点で、子ども・子育て会議で調査審議すべきであった。保育会、行政、市民委員、警察、学校の関係者、医療関係者、民生委員もいるこういう会議だからこそ、様々な意見が出ると思う。そして、それこそ子ども・子育て会議の意義ではないか。

本会議で挙げた意見を尊重して、今後の運営に活かしていただきたい。

## II 協議

### 1 幼保連携型認定こども園 光華こども園の設置者変更について

幼保連携型認定こども園の設置者主体を変更する場合、市町村における事前協議に係る証明書及び市町村意見書の提出（9月中旬）が必要であり、それに伴い子ども・子育て会議の協議事項としてお諮りするものです。この度、「幼保連携型認定こども園 光華こども園」より設置者変更の申し出がありました。

#### ▶変更事項

| 変更事項 | 変更前  | 変更後   |
|------|--|---|
| 設置者  | 名 称：社会福祉法人花岡福祉会<br>所在地：鹿屋市花岡町 4043 番地<br>代表者：理事長 藤園 智信 | 名 称：社会福祉法人愛光会<br>所在地：鹿屋市海道町 729 番地 6<br>代表者：理事長 指宿 章子 |

【変更予定年月日】 令和8年4月1日

#### 【変更理由】

社会福祉法人愛光会は、障害福祉施設を含む数多くの福祉施設、福祉事業所を経営しており、地域に根差した福祉に精通している。幼保連携型認定こども園の光華こども園を一つの法人にまとめることで、少子化の地域にあって経営の安定、ひいては地域福祉に資するため、設置者変更を行うものである。

#### ▶幼保連携型認定こども園 光華こども園の概要（令和7年7月1日時点）

|         |  |          |    |    |                 |    |     |     |
|---------|--|----------|----|----|-----------------|----|-----|-----|
| 設置者     | 名 称：社会福祉法人花岡福祉会<br>所在地：鹿屋市花岡町 4043 番地<br>代表者：理事長 藤園 智信   |          |    |    |                 |    |     |     |
| 施設名称    | 幼保連携型認定こども園 光華こども園   |          |    |    |                 |    |     |     |
| 園長      | 藤園 紀子  |          |    |    |                 |    |     |     |
| 所在地     | 鹿屋市花岡町 369 番地 1  |          |    |    |                 |    |     |     |
| 受入対象年齢  | 0歳～5歳  |          |    |    |                 |    |     |     |
| 施設の目的   | 就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。 |          |    |    |                 |    |     |     |
| 定員・利用者数 |  | 0歳       | 1歳 | 2歳 | 3歳              | 4歳 | 5歳  | 合計  |
|         |  | 3号 (15名) |    |    | 1号(10名) 2号(15名) |    |     |     |
|         | 定員   | 6名       | 4名 | 5名 | 8名              | 8名 | 9名  | 40名 |
| 利用者     | 0名   | 3名       | 5名 | 8名 | 8名              | 7名 | 31名 |     |
| 職員数     | 園長1名、副園長1名、保育教諭16名（常勤6名、非常勤10名）、栄養士2名、調理員4名、事務職員1名   |          |    |    |                 |    |     |     |

## ▶社会福祉法人愛光会の概要

|         |  |
|---------|--|
| 名称      | 社会福祉法人愛光会  |
| 所在地     | 鹿屋市海道町 729 番地 6  |
| 代表者     | 理事長 指宿 章子  |
| 設立認可年月日 | 昭和 38 年 12 月 12 日  |
| 実施事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設の経営</li> <li>・障害児入所施設の経営</li> <li>・障害者支援施設の経営</li> </ul> </li> <li>●第2種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業の経営</li> <li>・障害福祉サービス事業の経営</li> <li>・障害児通所支援事業の経営</li> <li>・移動支援事業の経営</li> <li>・障害児相談支援事業の経営</li> <li>・特定相談支援事業の経営</li> <li>・一般相談支援事業の経営</li> <li>・地域密着型サービス事業の小規模多機能型居宅介護事業の経営</li> <li>・居宅サービス事業の共生型訪問介護事業の経営</li> <li>・居宅サービス事業の共生型通所介護事業の経営</li> <li>・居宅サービス事業の共生型短期入所生活介護事業の経営</li> </ul> </li> </ul> |
| 事業所     | 児童養護施設 桜島学園<br>障害者支援施設・障害児入所施設 和光学園<br>障害者支援施設 桜町学園<br>障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐま<br>児童発達支援事業・放課後等デイサービス おひさまキッズ<br>総合サポートセンター ラン<br>福祉総合相談支援センター あい<br>小規模多機能ホーム あいわ   |

## ▶その他情報

- ・ 設置者変更に伴い、藤園 紀子氏から友岡 善明氏へ園長を変更予定。
- ・ 来年度園長となる予定の友岡氏は、令和7年4月1日付けで愛光会より出向し、光華こども園の副園長に就任。平成23年4月～平成29年3月まで「社会福祉法人友岡福祉協会 白崎保育園」で事務長及び保育士としての勤務実績あり。
- ・ 施設の運営方針や定員、利用料金等については令和8年度は変更しない予定。今後、愛光会で運営しながら、運営方針等の見直しを図る予定。
- ・ 現在施設を利用している保護者へは令和7年3月14日に設置者変更予定である旨を説明。県の審査完了後に、再度説明を実施予定。
- ・ 職員への設置者変更の説明を令和7年3月21日に実施。県の審査完了後に、個人面談を実施予定。

### Ⅲ その他

#### 1 令和7年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

令和7年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年3回の開催を予定しておりましたが、今回、急遽第2回子ども・子育て会議を書面開催することになったため、**年4回**に変更となりました。

次回、**第3回**子ども・子育て会議は【**10月27日（月）**】に開催します。開催通知につきましては、改めてお送りします。

今後のスケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

|     | 開催（予定）日             | 主な内容                                   |
|-----|---------------------|--|
| 第1回 | 5月29日（木）<br>14:00～  | ○地域子ども・子育て支援事業の実績<br>○こども誰でも通園制度について 他 |
| 第2回 | 8月書面開催              | ○光華こども園設置者変更について                       |
| 第3回 | 10月27日（月）<br>14:00～ | ○教育・保育施設の定員変更 他                        |
| 第4回 | 2月下旬<br>14:00～      | ○第1号委員の募集について 他                        |

## ■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 選出区分   | 委員名                    | 所属団体等の名称                       | 備考 |
|-----|--|------------------------|--------------------------------|----|
| 1   | 第1号委員<br>子どもの<br>保護者                           | エルメス 恵子 <sup>けいこ</sup> | 市民委員                           |    |
| 2   |  | 蜂谷 友香 <sup>ゆか</sup>    | 市民委員                           |    |
| 3   |  | 橘 拓真 <sup>たくま</sup>    | 市民委員                           |    |
| 4   |  | 阿蘇品 伸三 <sup>しんぞう</sup> | 市民委員                           |    |
| 5   |  | 竹中 愛美 <sup>あみ</sup>    | 市民委員                           |    |
| 6   |  | 柿迫 愛美 <sup>あみ</sup>    | 市民委員                           |    |
| 7   | 第2号委員<br>学識経験者                                 | 矢野 常広 <sup>つねひろ</sup>  | 鹿屋市医師会                         |    |
| 8   |  | 坂元 潤也 <sup>じゆんや</sup>  | 鹿屋市歯科医師会                       | ■  |
| 9   |  | 森 克己 <sup>かつみ</sup>    | 国立大学法人鹿屋体育大学                   |    |
| 10  |  | 権現 一彦 <sup>かずひこ</sup>  | 鹿児島県大隅児童相談所                    |    |
| 11  |  | 堀之内 俊夫 <sup>としお</sup>  | 鹿児島県鹿屋警察署生活安全課                 |    |
| 12  |  | 下村 尚 <sup>たかし</sup>    | 鹿屋市小・中学校校長協会                   |    |
| 13  | 第3号委員<br>子ども・子<br>育て支援に<br>関する事業<br>に従事する<br>者 | 藤井 光晴 <sup>みつはる</sup>  | 児童養護施設大隅学舎                     |    |
| 14  |  | 軀川 恒 <sup>ひさし</sup>    | 鹿屋乳児院                          |    |
| 15  |  | 吉井 健 <sup>たけし</sup>    | 鹿屋市私立幼稚園協会                     |    |
| 16  |  | 友岡 善信 <sup>よしのぶ</sup>  | 鹿屋市保育会                         |    |
| 17  |  | 有川 文人 <sup>ふみと</sup>   | 鹿屋市学童保育連絡会                     |    |
| 18  |  | 曾原 真維子 <sup>まゐこ</sup>  | 鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課                |    |
| 19  |  | 豎山 恵美 <sup>めぐみ</sup>   | 鹿屋市地域組織活動代表<br>さくらんぼクラブ(母親クラブ) |    |
| 20  |  | 指宿 章子 <sup>あきこ</sup>   | 障がい児福祉支援事務所                    |    |
| 21  | 第4号委員<br>その他市長<br>が必要と認<br>める者                 | 駿河 涼子 <sup>りょうこ</sup>  | 鹿屋特別支援学校PTA                    |    |
| 22  |  | 川崎 大輔 <sup>だいすけ</sup>  | 鹿屋市PTA連絡協議会                    |    |
| 23  |  | 渡邊 正人 <sup>まさひと</sup>  | 鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会              |    |
| 24  |  | 川添 みや子 <sup>みやこ</sup>  | 鹿屋市母子寡婦福祉会                     |    |
| 25  |  | 吉原 八郎 <sup>はちろう</sup>  | 鹿屋市町内会連絡協議会                    |    |
| 26  |  | 鹿倉 李恵 <sup>りえ</sup>    | 鹿屋商工会議所                        |    |

■ 委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】

■ 鹿屋市歯科医師会の役員改選により、7月14日付けで坂元 潤也氏が新たに子ども・子育て会議委員となりました。

# 鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。